選 択 約 款 変 更 届 出 書

客営運　第82号
平成25年５月31日

経済産業大臣　茂　木　敏　充　殿

広島市中区小町4番33号
中 国 電 力 株 式 会 社
取締役社長　苅 田 知 英

次のとおり選択約款を変更したので，電気事業法第19条第12項の規定により届け出ます。

変 更 の 内 容	別紙に記載のとおりであります。
実　施　期　日	平成25年７月１日

別　紙

口座振替割引契約

（選　択　約　款）

中国電力株式会社

1　目　　的

この選択約款は，料金の回収コストを低減することにより，効率的な事業運営に資することを目的といたします。

2　選択約款の届出および変更

（1）　この選択約款は，電気事業法第19条第12項の規定にもとづき，経済産業大臣に届け出たものです。

（2）　当社は，この選択約款を変更することがあります。この場合には，電気料金その他の供給条件は，変更後の選択約款によります。

（3）　当社は，電気供給約款（平成25年１月31日届出。以下「供給約款」といいます。）を変更した場合には，この選択約款を変更いたします。

3　適 用 条 件

供給約款の従量電灯または選択約款の時間帯別電灯，ファミリータイム〔プランⅠ〕，ファミリータイム〔プランⅡ〕，電灯ピークシフトプランもしくは低圧高負荷契約として電気の供給を受け，次のいずれにも該当する方法により料金を支払っていただくことが可能であり，かつ，お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

（1）　料金の支払方法

イ　料金を当社が指定した金融機関等を通じてお客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して振り替えること（以下「口座振替」といいます。）。

ロ　口座振替が支払義務発生日から当社の指定する１回目の振替日で完了すること。

（2）　料金の振替結果のお知らせ

料金の振替結果の通知を原則として翌月の検針時に当社指定の様式で行なうこと。

4　契約の成立

この選択約款の契約は，お客さまの申込みを当社が承諾し，かつ，お客さまの指定する金融機関等が所定の手続きを完了したときに成立いたします。

なお，この場合，当社は契約成立の旨をお客さまにお知らせいたします。

5　料　　金

（1）　各月の料金は，前月の料金を３（適用条件）に定める方法により支払われた場合には，従量電灯，時間帯別電灯，ファミリータイム〔プランⅠ〕，ファミリータイム〔プランⅡ〕，電灯ピークシフトプランまたは低圧高負荷契約によって算定された早収料金の場合の金額から（２）の口座振替割引額を差し引いたものを早収料金として算定いたします。

（2）　口座振替割引額

口座振替割引額は，１月につき次の金額といたします。

なお，口座振替割引額は，従量電灯，時間帯別電灯，ファミリータイム〔プランⅠ〕，ファミリータイム〔プランⅡ〕，電灯ピークシフトプランまたは低圧高負荷契約によって算定された早収料金の場合の金額を上回らないものといたします。

１契約につき	52円50銭

（3）　直前の検針日から需給契約の消滅の前日までの期間の料金は，（２）の口座振替割引額は適用いたしません。

6　そ　の　他

（1）　この選択約款を適用する場合は，当社は口座振替による料金収納ができなかった場合を除き，請求書の発行はいたしません。

（2）　この選択約款に定めのない規定については，供給約款の従量電灯にかかわる規定または時間帯別電灯，ファミリータイム〔プランⅠ〕，ファミリータ

イム〔プランⅡ〕，電灯ピークシフトプランもしくは低圧高負荷契約の定めるところによるものといたします。

附　　則（実施期日）

この選択約款は，平成25年７月１日から実施いたします。

電気事業法施行規則第26条第２項の規定に基づく添付書類

１　変更を必要とする理由

２　選択約款の変更の内容

中国電力株式会社

1　変更を必要とする理由

当社は，選択約款の電灯ピークシフトプランを平成25年５月31日に届け出たことにともない，電灯ピークシフトプランにかかわる規定を追加したことから，本選択約款についても変更することといたしました。

つきましては，電気事業法第19条第12項の規定にもとづき，ここに平成25年１月31日届出の口座振替割引契約（選択約款）の変更を届け出る次第であります。

２　選択約款の変更の内容

選択約款の電灯ピークシフトプランの届出にともない，この選択約款の供給条件に対し必要となる変更を行ないました。